

税法学 201 号目次

米国企業・税務両会計間開差縮少論の意義	須貝脩一
米国における段階行為（3）	浅沼潤三郎
法人税法 22 条 4 項の意味するもの	松本茂郎
税理士法人制度と税理士業務の現状	大島恒彦
1964 年の内国歳入法（20）	京大比較税法研究会